

11月は、タイヤ装着運動月間です。

冬タイヤの装着はお済みですか？



過去10年間の最も早い初積雪日 **11月に入るともうあぶない!**

東北	青森市	平成25年10月16日
関東	長野市	平成29年11月21日
北陸	新潟市	令和1年11月29日
中部	高山市	平成24年11月15日
近畿	福井市	平成26年12月5日
中国	鳥取市	平成26年12月6日
四国	徳島市	平成26年12月17日
九州	佐賀市	平成24年12月24日

各地区気象台データより【代表地点：主要都市】



冬タイヤ未装着車は立ち往生の原因となります

大規模な車両滞留を発生させないためにご協力をお願いいたします。

※大規模な車両滞留を回避するため、悪天候等の際は、通行止めを実施する場合があります。

早めに換えて安心ドライブ!



ノーマルタイヤでの冬道走行は罰則対象となります!

反則金 大型7千円/普通6千円
二輪6千円/原付5千円

都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。(沖縄県を除く)
違反行為は、反則金の適用となります。(大型:7千円、普通:6千円、自動二輪:6千円、原付車:5千円)
※タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する規制時は、冬用タイヤであっても、タイヤチェーンの装着が必要です。

※掲載画像はイメージです